

(参考) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 適用表

監督指針の項目	金融商品取引業者				登録金融機関	特例業務	外国証券業者	者	金融商品仲介業者	証券金融会社
	第一種業	第二種業	投資運用業	助言・代理業						
・ 基本的考え方										
・ 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点										
・ 監督上の評価項目と諸手続（共通編）										
評価項目（共通編）										
諸手続（共通編）										
・ 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）										
評価項目（第一種金融商品取引業）										
諸手続（第一種金融商品取引業）										
・ 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）										
評価項目（第二種金融商品取引業）										
諸手続（第二種金融商品取引業）										
・ 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）										
評価項目（投資運用業）										
諸手続（投資運用業）										
・ 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）										
評価項目（投資助言・代理業）										
諸手続（投資助言・代理業）										
・ 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）										
評価項目（登録金融機関）										
諸手続（登録金融機関）										
・ 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）										
評価項目( 適格機関投資家等特例業務等 )										
諸手続（適格機関投資家等特例業務等）										
・ 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）										
評価項目（外国証券業者）										
諸手続（外国証券業者）										
XI． 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）										
評価項目（金融商品仲介業者）										
諸手続（金融商品仲介業者）										
XII． 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）										
評価項目（証券金融会社）										
諸手続（証券金融会社）										